

令和6年12月20日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和6年11月19日付け（同月20日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

弁護士任官者については、事件の引継等その他の事情がある場合、個別の希望を踏まえて、本来の採用日よりも期間を空けて採用するなどの配慮をしていることが分かる文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、令和6年10月25日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ存在しなかった。

(2) これに対し、苦情申出人は、最高裁判所事務総局総務局第一課長が令和5年6月3日開催の日弁連の弁護士任官20周年シンポジウムにおいて、「事件の引継等その他の事情がある場合には、個別の希望を踏まえて、先ほど述べた採用日よりも期間を空けて採用するなどの配慮をしてきています。」と説明していることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨を主張する。

しかしながら、最高裁判所においては、本件開示申出文書を作成する定めはなく、事務処理上作成する必要もないことから、本件開示申出文書は作成していない。念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

なお、上記シンポジウムにおける説明は、本件開示申出文書の存在について何ら言及しておらず、本件開示申出文書の存在を裏付けるものではない。

(3) よって、原判断は相当である。